

役員の旅費等の支出に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「埼環協」という。）の理事・監事・各委員会の委員長及び副委員長が会の用務として会議等に出席する場合、埼環協としてその旅費等の支出に関する基準を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用する範囲は、以下のとおりとする。ただし、用務先の組織より旅費や手当などが当てられる場合には、この規程を適用しない。

- (1) 首都圏環境計量協議会連絡会の会議
- (2) 他県単との会議・意見交換
- (3) その他

(支出)

第3条 支出対象とする適用範囲は、年度予算に編成時に決定する。なお、臨時に生じた事案は、会長及び理事会の承認手続きを必要とする。

- 2 前項に適用する支出対象は、次のとおりとする。
 - (1) 交通費
 - (2) 参加費（意見交換会などを含む）
 - (3) 会長及び理事会で認められたもの

(その他)

第4条 この規程の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度会長、副会長、事務局で協議し決定する。

- 2 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 規程変更履歴

2024年1月8日 支出基準を見直し